

資料 1

産科医療補償制度について

産科医療補償制度創設に向けたこれまでの取組状況

1. 医療紛争処理のあり方検討会（自由民主党政務調査会）
 - (1) 平成18年9月7日から11月17日までに6回開催
 - 主に関係者からのヒアリング
 - (2) 平成18年11月29日（第7回）
 - 「産科医療における無過失補償制度の枠組みについて」を公表
 - 公明党「医療事故に係る無過失補償制度とADRに関する検討ワーキングチーム」においても同様の結論
2. 産科医療補償制度運営組織準備委員会 ((財)日本医療機能評価機構)
 - (1) 平成19年 2月19日
 - 「産科無過失補償制度創設事業」の委託契約を締結
 - (2) 平成19年 2月23日から12月19日までに11回開催
 - 関係者からのヒアリング及び補償制度の内容について検討
 - (3) 準備委員会に産科医療補償制度に関する調査専門委員会を設置し、平成19年 4月13日から11月16日までに5回開催
 - 脳性麻痺発生状況の調査、補償対象基準等を検討
 - (4) 平成20年 1月23日（第12回）
 - 報告書のとりまとめ
3. 社会保障審議会
 - (1) 医療部会
 - 平成19年9月17日
「緊急医師確保対策について（産科医療補償制度）」
 - 平成20年9月4日
「産科医療補償制度」
 - (2) 医療保険部会
 - 平成19年9月20日
「産科医療補償制度構築に向けてこれまでの取り組み状況」
 - 平成20年9月12日
「出産育児一時金制度の見直しについて（産科補償制度関係）」

産科医療補償制度の概要（平成21年1月1日～）

補償の仕組み

- 分娩機関と妊産婦との契約に基づいて、通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった者に補償金を支払う。
- 分娩機関は、補償金の支払いによる損害を担保するため、運営組織が契約者となる損害保険に加入する。

補償対象

(※ 対象者推計数：年間概ね500～800人)

- 通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった場合とする。
 - ・出生体重2,000g以上かつ在胎週数33週以上
 - ・身体障害者等級1・2級相当の重症者
 - ・先天性要因等の除外基準に該当するものを除く
- 出生体重・在胎週数の基準を下回る場合でも、在胎週数28週以上の者については、個別審査

補償金額

3,000万円(一時金:600万円+分割金:2,400万円(20年間))

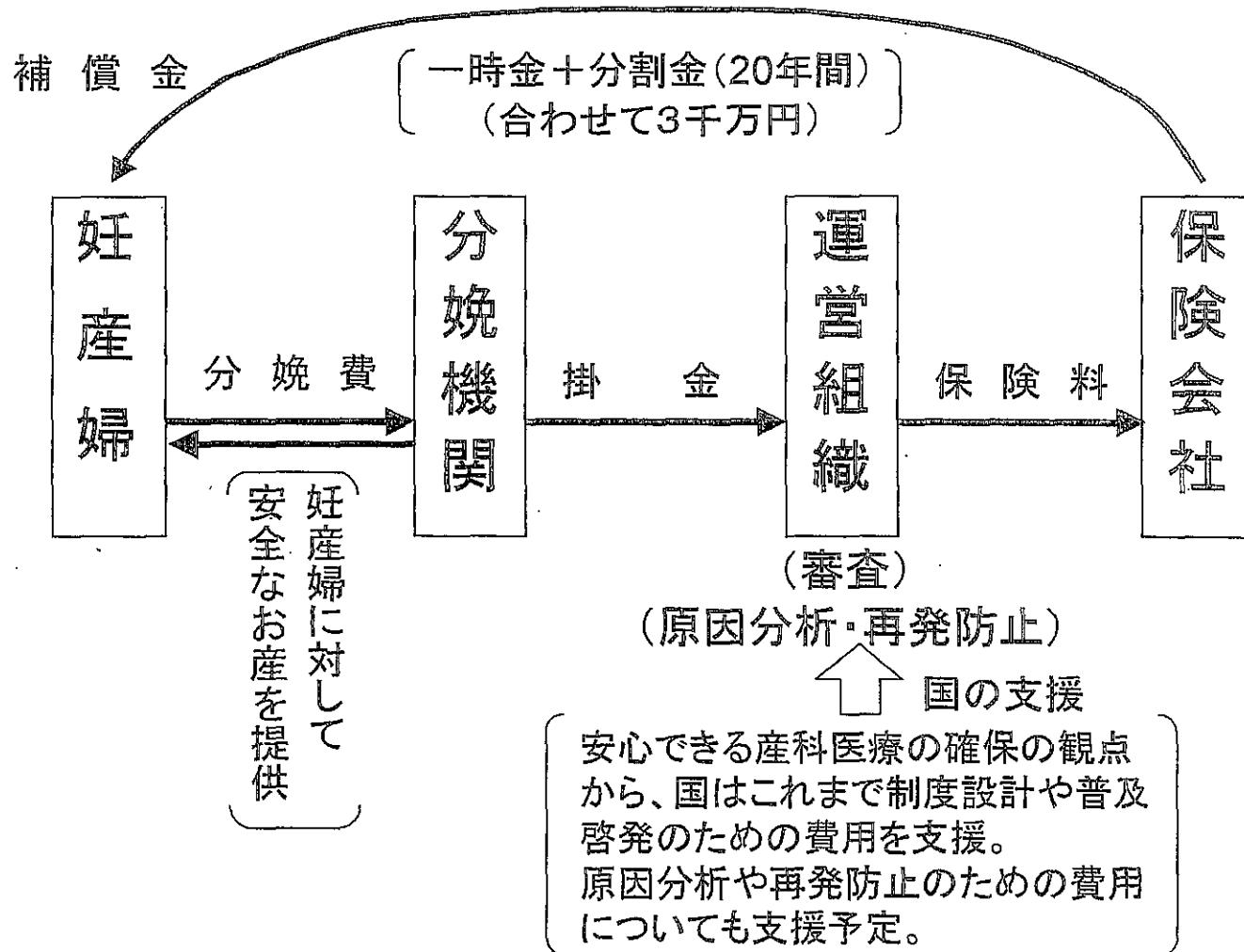
保険料(掛金)

一分娩当たり 30,000円

その他

- 紛争の防止・早期解決のために、医学的観点から事例を分析し、結果を両当事者にフィードバック
- 原因分析された各事例の公開により、同種の医療事故の再発防止等を図る。
- 遅くとも5年後を目処に、制度内容について検証し、適宜必要な見直しを行う。

産科医療補償制度の概要



産科医療補償制度の加入状況と加入促進策（案）

加入状況について（平成20年7月下旬から受付開始）

区分	分娩機関数	平成20年9月24日現在		(参考) 8月31日時点
		加入 分娩機関数	加入率(%)	加入率(%)
病院・診療所	2,868	2,392	83.4	71.1
助産所	432	289	66.9	48.9
合計	3,300	2,681	81.2	68.0

(注)分娩機関数について

病院・診療所…平成20年9月24日現在、日本産婦人科医会調査数

助産所…平成20年9月24日現在、日本助産師会調査数

加入促進策（案）

今回議論していただきたい点

- 都道府県がHP等を通じて行う医療機能に関する情報提供の項目に本制度の加入状況を追加
- 医療機関が広告できる項目に本制度加入を追加
- (財)日本医療機能評価機構のHPを通じて加入分娩機関を公表